

2023年2月2日

高知県教育委員会

教育長 長岡 幹泰 様

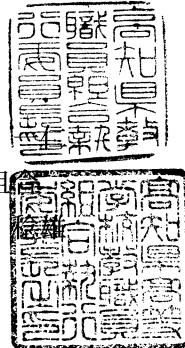
高知県教職員組合

執行委員長 矢田

高知県高等学校教職員組合

執行委員長 井上

高齢期雇用に関する要求書



日頃から、高知県の教職員の勤務条件の改善・福利厚生の促進に関して、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、高知県の県職員においても2023年度から定年延長が行われることになりました。それに伴い、定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度、高齢者部分休業制度等も実施されることとなっています。

これらの制度が、高齢層の教職員にとって、それぞれのニーズに合わせて安心して働き続けられる制度となるよう、今後の運用や制度改善について下記の通り要求します。

つきましては、私たち教職員組合と誠実な交渉を持っていただくよう求めます。

記

1. 働くことを希望するすべての教職員に年金支給開始年齢まで働き続ける権利を、使用者として保障すること。また、再任用制度による場合でも、希望者全員を任用すること。

2. 定年前再任用短時間勤務制について

- ①希望者全員を、希望通りの形で任用すること。
- ②給料の調整基本額並びに支給される諸手当は、正教員と比べて減額しないこと。
- ③短時間勤務の者は、原則は定数外にすること。同一校に複数配置する場合は、複数配置された人の合計勤務時間が38時間45分を上回らない限り、定数外とすること。

3. 高齢者部分休業制度について

- ①希望者全員を、希望通りの形で休業を認めること。「公務の運営に支障がないと認めるとき」を無原則・恣意的に適用しないこと。
- ②対象年齢の下限を56歳に固定すること。
- ③「部分休業」を保障するために、休業部分の代替配置を行うこと。その場合、該当校の希望に合わせて、正教員・期限付き・時間講師など臨機応変に対応すること。
- ④部分休業取得者は、原則は定数外にすること。

4. 暫定再任用制度について

- ①フルタイム勤務者は、定年延長された者との待遇の均衡を図ること。
- ②短時間勤務者は、定数外と共に、定年前再任用短時間勤務の者と同様に扱うこと。
- ③こうした改善がない場合には、職務内容の軽減措置を行うこと。

5. 役職定年制について

- ①本人の希望を優先すること。

6. 教職員への制度のていねいな説明について

- ①定年延長にわたる各種制度実施にあたり、すべての教職員に十分な説明を行うこと。
- ②特に、「定年前再任用短時間勤務」「高齢者部分休業」「暫定再任用」の該当者には、毎年意思確認をすると共に、いっそうていねいな説明を行うこと。

以上